

時間雇用教職員の年次休暇以外の休暇に関する協定書
(吉田事業場)

京都大学と吉田事業場過半数代表 川添信介は時間雇用教職員の年次休暇以外の休暇に関して、次のように協定する。

1. 時間雇用教職員（6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して、次に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
(1) 時間雇用教職員の親族（国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）別表第5の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間等規程第27条第10号に規定する休暇の例による期間
2. 時間雇用教職員（6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であり、所定勤務日数が週5日以上であり、1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限る。）に対して、次に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
(1) 時間雇用教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月から9月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
3. この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

平成17年4月1日

国立大学法人京都大学総長

尾池和夫



国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表 川添信介 印